

# 寺地と結界の種々相

## 建築物研究室

### 東大寺の場合

伽藍・僧坊及び園林などを含む寺地全体を清浄な区域と見て、俗界との間に截然と墻境を定めこれを自らも確認し、隣接する俗界の人々にも認証させるのを結界(註1)という、仏制比丘六物図に書かれている。結界は仏教の重要な修法の所作でもあり、受戒、布薩、悔過、請雨などはこの結界内の堂舎又は壇上で行われるものであるからそれに関連する儀軌の類も数多く、我が仏教界でもそれに関連する行法が昔から繰返し行われ、その遺跡遺構のいくつか知られたものがある。

条坊制による区劃を持つ古都、条里制による区劃の上に乗る農村の平地伽藍のほかに、奈良時代から山岳仏教関係の寺地には顕著な地形地物を利用して境界線としたものもある。それらの多くは密教的色彩を帯びた寺院であつて、そういう傾向をもつ寺地の最古のものを南都東大寺に見出すことができる。東大寺の旧境内は平城京の外京にあり、その伽藍主要部の西側は京極大路を境とし、北は一条通の北一町、南は二条通より更に一町南の小路の延長線上がそれぞれ限界であるが、羅索院(上院)部分とその付属地については、その北限と南限及び東限は、このような直線によつて区劃されてはいない。正倉院御物天平勝宝八歳の東大寺四至山界図によれば、東大寺北方の某寺、(おそ

寺地と結界の種々相

らく伴寺であろう) 北方の一界道界にはじまり、時計廻りの順に、二界飯守道、三界佐保寺道、四界佐保川、五界佐保川源、六界香山東南道、七界能登川、八界水室谷、九界興福寺道、十界寺崗となつていて、西面の京極大路の直線上にある部分を除き、一界から十界までをそれぞれ河川の水源、合流点、道路の交叉点又は分岐点など一見して判りやすい地点を以て標識とし、それらを結ぶ道路、流路、山稜などを以て境界線としているのである。そのうち京極大路に面して昔は築地塀があり、一条通の中心線西に向つて佐保路門(転害門)が建ち、一条二条中間通に面して中門(俗に旒門)、二条大路に面して西大門が建つていたのであるが、転害門のみ残り、そこには今日でも連注繩(しめなわ)がかかつてゐる(第1図)。このような広大な区域を浄地として結界すると同時に、東大寺では大仏殿を中心とした伽藍部及び、法華堂、二月堂を中心とした上院だけに限られた小区域を結界する考え方が別にある。

東大寺伽藍をめぐる祠堂に關しては、東大寺要録諸院章第四に、

#### 一 八大菩薩

第一仙宇 興文大菩薩在二紫摩金院北方一、寅卯辰日天降

以下第二興成大菩薩在二月堂西方一、日始以上、第三興松大菩薩在二羅索院東方、巳午未日天降

第四興明大菩薩在二上如法院乾方一、日如以上、第五興兎大菩薩在二鐘樓西方一、中西戌日天降、第六

興劍大菩薩 在東塔南方、日如日上、第七興進

大井 在二国分御門内南方、亥子丑日天下、第八興高

大井 在二敷坂、日如日上とあり、最後に「祭文

云、夫八大井、皇天史者南舛史佐仙人大神、是大梵王之分身、牟尼尊之

垂跡也、為護八州、為鎮三方、為表八百万神之上首、為

示八相成道之本形、現八大神仙、  
 1 号八大井、所天降也矣(下略)」

とある。覚禪抄ではこの「東大寺八

大明神鎮事」を結界の鎮図として、  
 「大師付増益、東大寺仏殿之八方、  
 造八大明神祠給、是為八方鎮也

云々」としている。このうち興児は現在北方に移動し、興劍はなく、

興進も北方に移建されている。そしてこれら八大明神は神名帳にこの

ままの順序で出て来るものである。

これら八箇の祠堂は北摂勝尾寺における八大石蔵にも相当する結界

の榜示の一種と見る。ただこの場合八箇所の祠堂を漫然と羅列すると

その意味が判然としないので、これらを仮に二つの系列に分けて考察

して見ることにする。第一興文、第六興劍、第七興進、第八興高を一

組として各祠堂(旧位置)を直線でつないで見ると、真北に対し約一五

度東に傾いた一辺四町のほぼ正方形の区劃が得られる。一見してこれ

同様に第二興成、第三興松、第四興明、第五興児の四祠堂だけをつんだ

不等辺四角形からは上院の主要部分である二月堂、仏餉屋、湯屋が外

れることになる。一方修二会(十二面悔過・俗称お水取)に際して、上院

(法華堂二月堂及びその付属屋への通路、たとえば北方から拾つて見る

と、中性院前石階段道の中程、二月堂西下方食堂(訶利帝母神堂)前

の築地塀(柵欄)添い、二月堂の南西角と法華堂北門を結ぶ直線上、

開山堂東南角と法華堂南正面の石燈籠を結ぶ直線上 この場合距離が

長いので開山堂の築地塀瓦上と石燈籠の笠石の上に小形の連注繩を置

き、その二点を結んで連注繩を張つたことを意味している。そこで第

二組の祠堂を法華堂を中心とした一つの行事例えば千日不断花会とか

桜会などの行事に関する独立した結界と見るか、修二会に関連した連

注繩以内を総合して上院の淨域を示すものと見ることが出来る。また

修二会期間に限らず、年中連注繩の張られているのは關伽井屋南入口

と仏餉屋北入口、湯屋(大湯屋でない)東入口の三箇所であるが、これ

## 2 高野山と比叡山

弘法大師は平安時代初頭に高野山に金剛峯寺を建てたが、その結界資料として「統遍照発輝性靈集補闕抄」に弘仁六年四月二日沙門空海

疏と紀銘する「高野建立初結界時啓白文一首」と「高野建立壇場結界啓白文一首」とが収められている。殊に後者には

(前略) 我今此地者、是我之地、我今欲立七日七夜、都大道場壇之会、供養一切十方法界、諸仏世尊及般若波羅密多、諸菩薩衆、領諸徒衆、決定一切秘密法藏、難思議法門、故取諸勝成護護身結界法事、於此伽藍、東西南北、四維上下、所有一切破壞正法、毗那耶伽、諸惡鬼神、皆悉出去我結界之處七重之外(下略)

とあり、結界されたその区域が方七里に及んだことを示している。

その広襲を一口に七里と言っているが、その四至に関しては高野山文書(大日本古文書家わけ第一)中、金剛峯寺所藏統宝簡集二所収「弘法大師手印總圖遺告目錄御手印卷」には

界畧田天皇 東丹生川上 南阿帝川 南横峯  
界畧西心神山神勾星川 北吉野川

とし、「御遺告卷(承和二年三月十五日)」に

界東宇知丹生川 南阿帝川 南横峯  
西心神山神勾星川 北吉野川

とある。また統宝簡集所収「金剛峯寺衆徒愁状案」にはその四至を「東限丹生川上峯、南限阿当川南長峯、西限心身山谷、北限紀川云然(阿当川者南界之内接峯之以北也)とも書いている。広さは方七里、四至の東限南限は溪流及び山稜、西限北限は河川流路を利用するなど天然の地形によつたものであつたことが判る。

一方伝教大師の開いた比叡山延暦寺については、「叡岳要記(上)山門結界仏閣建立」に

延暦寺

在日本国近江国志賀郡比叡山一

寺地と結界の種々相

大界地參拾陸町、周山四方谷六里

伝教大師結界(内地浄)

東限<sup>二</sup>比叡社并天墾、南限<sup>二</sup>登美溪、西限<sup>二</sup>大比叡峯小比叡南峯、北限<sup>二</sup>三津浜横川谷<sup>一</sup>

とあるのが「山門六即結界」に相当する。また弘仁九年の「太政官牒」にはその四至を「定<sup>二</sup>寺家四至内外界<sup>一</sup>事」として

東限<sup>二</sup>江際、南限<sup>二</sup>富谷<sup>一</sup>宜谷<sup>一</sup>

西限<sup>二</sup>下水飲、北限<sup>二</sup>楞嚴院北溪<sup>一</sup>横川<sup>一</sup>

をあげている。また「籠山内界式」があり「内外八重結界在<sup>レ</sup>之」とある。高野山も比叡山も共に六乃至

七里に亘る広大な区域を、何れも山稜、溪谷又は道路など自然の地形により結界していたことがわかる。

### 3 中世寺院の場合

平安時代末期の寺地結界は、浄瑠璃寺流記事に

一久安<sup>庚午</sup>九月之比 伊豆僧正御

房<sup>惠信一乘院</sup> 而僧

正御房御座之時、重有<sup>二</sup>結界等

御沙汰、被<sup>レ</sup>掘<sup>レ</sup>池、被<sup>レ</sup>立<sup>レ</sup>石、種々有<sup>二</sup>御興行<sup>一</sup>

とあるのが知られる。流記事に「重

ねて結界の御沙汰あり一とあれば、それ以前に於ても何回か結界の修法が行われていたが、この期に於て特に蓮池を掘るという環境整備のことが重く見られた記事であろう。また浄瑠璃寺より程近い忍辱山円成寺に關しても、本朝高僧伝第五十二寛遍伝に、

忍辱山從三方寿初命禪開<sub>二</sub>山、垂<sub>三</sub>一百四十年<sub>一</sub>顏麁相繼、遍一住寺院結界、略復<sub>二</sub>旧貫<sub>一</sub>

とある。ここでも仁平三年(1153)に寛遍が結界修法を行うに先立つて環境整備を行ったと見ることができよう。

#### 西大寺系律院の場合

鎌倉時代中期に於ける仏教界で注目すべきは西大寺叡尊の業績である。その伝記集<sup>(註7)</sup>成を通読して気付くのは、叡尊が大和のみならず近畿一円の各地の寺院で結界の修法を行っていることである。

暦仁元年(1338)にはまづお膝元西大寺を結界し、建長元年(1249)河内真福寺、弘長元年(1362)山城葉室<sup>(註8)</sup>浄住寺、翌年関東往還中某宿房持仏堂、文永三年(1306)再び西大寺、弘安四年(1381)平田最福寺、弘安六年(1383)撰津四天王寺敬田院、翌年唐招提寺、弘安八年大和(註9)御輪寺(現在大神々社)正応元年(1388)八月海竜王寺などに結界修法が行われ、その「結界表白」なども伝わっている。

その際に寺地を清浄なる形に整備し園池を掘つたが、律苑僧宝伝所収南都西大寺興正菩薩伝には「置放生池於諸州一千三百五十余所」と書かれているほどである。

叡尊の高弟であつた貞観房忍性も、各地で結界修法を行っている。

金沢文庫所蔵「結界唱相」によると、大和国教安寺(久度寺)、同国西安寺、山城国速成就院<sup>(註10)</sup>、白毫院、乘雲院、紀州西福寺、泉州勝福寺などがある。

忍性が羯摩師となつて行つた結界の修法のうち最も資料のそろつてゐるのは称名寺である。

称名寺は文応頃には念仏寺の機構をそなえていたが、当時関東で西大寺派の弘布に努めていた忍性は強く北条実時に働きかけ叡尊の鎌倉下向を要請していた。実時も日蓮宗や禅宗の急激な抬頭によつて動揺した宗教界を戒律の樹立によつて安定させようと考へたのかも知れない。かくして叡尊は鎌倉に來はしたが滞在は半年に滿たず、従來の念仏を停止して永年の住所にあてようとした実時の申出も拒絶したが執權時頼夫妻はじめの將軍家女房、御家人、僧侶など相ついで受戒した。

実時は受戒を受けただけでなく、従來念仏宗的であつた称名寺を律宗に改め、西大寺系の律院としたので、そのまま今日に至つている。即ち称名寺がやがて律院らしく結界修法が行われたのであつて、当時の伽藍及び寺地の詳細図が作製されたのである。

金沢文庫目録によると、元久三年(1306)閏七月二十六日覚禪が六十三歳のとき浄土院で書いた結界法という一巻一軸を、建武三年(1338)に当時六十一歳の実真が、称名寺長老の御本を賜つて書写したのも残つている。

称名寺結界図紙背には「大徳僧聽我比丘為僧唱四方大界相從當寺東南角鷄冠木中心」にはじまる合計五二二字より成る本文の末尾に、

元享三年<sub>癸亥</sub>二月廿四日

羯摩師 極楽寺長老—忍公大徳(忍性)  
 答法 多宝寺長老俊海律師  
 唱相 湛脊

と記録している。

結界の修会の一つのあり方であるばかりでなく、伽藍をとりまく環境のあり方、特に金堂前に池をほり、中島を置き、反橋をかける作意は、京都の公家の邸宅で流行した寝殿造庭園の一般形式に近く、また

第3図 称名寺結界図

寢殿(註1)の側に中門廊を突出させた公家風の住居の前面に小池の風流を加味した点は、時の経営者貞顕(註2)が長年京都(註3)にあつて、公家文化に浸り切つて来た人であつただけに首肯できる。(第3図)

叡尊の影響を受けて結界修法をされた近畿地方で最も古い寺の一つに奈良法華寺がある。同寺所蔵資料中に「法華滅罪寺大界相(巻首仮題)」一卷と、「無常院浄地相」一卷とあつて、その内訳は前者が

一法華滅罪寺大界相

一宝治参年歲次二月六日申時結之

一法華滅罪寺浄地相

〃 大界相

〃 争也相

〃 大界相

〃 施薬院浄地相

後者は

一法華滅罪寺無常院浄地相

が収まつている。そのうち前者には宝治三年(1249)二月六日に結び、同十四日酉時に解いた全寺域の結界に結縁した数十名の比丘尼、式叉尼、法同尼、形同尼の名と、二月十五日酉時に結び、十年後の正元元年(1260)五月四日に解いた浴室の結界、正元元年五月四日及び文永二年(1265)四月十日に結んだ施薬院の二度の結界、文永九年(1272)十一月七日に結んだ無常院の結界の比丘尼、式叉尼、法同沙弥尼、形同沙弥尼衆名をそれぞれの界線とともに掲げている。ここで法華寺全域の場合を結大界相と称し、浴室・僧堂など個々の堂舎、及

び子院のみの場合には浄地相と呼んでいるのは注目し値する。

### 5 中世寺院結界の勝示

前掲の結界に際しても勝示の種々相を列挙したが北摂勝尾寺(箕面市)の場合は八大石蔵を用いている最も特異な例である。鳥越憲三郎氏編勝尾寺文書(大阪府史跡名勝天然記念物調査報告別冊)と「史迹と美術」誌の藤井直正氏論文「北摂勝尾寺八天の石蔵―中世寺院の勝示遺構」<sup>(註13)</sup>を参考にされるがよい。

勝尾寺文書所収「大政官牒撰津国勝尾寺」には「(前略)開成皇子桓武天皇第八御子結界之時為防護魔界上障難分山地於内外埋四天於四方爾降号八天之石蔵八処埋八天形像其上疊石為壇以号八天石蔵用為一寺之勝示也(下略)」とあり、「右馬寮下文」(寛喜二年二月)には「本願結界之昔、分山地於内外埋八天於四角永為寺領之勝示以号八天之石蔵云々」とある。その位置及び四至については左記の文書に拠るとよ

(編纂書) 一勝尾山四至注文上右馬寮家寛喜二後正廿七

注進 勝尾寺堺事

#### 四至

東限泉原御室御領粟生山綾小路御領<sup>川定</sup>

南限萱野山近衛殿御領

西限寮御牧領川定

北限高山堺

四角四天石蔵事

丑寅泉原高山兩堺

辰巳泉原粟生兩堺河定

未申萱野御牧兩堺河定

戌亥高山真川原兩堺

右注進如件

寛喜二年 後正月廿七日

(花押)

○追筆「庚」  
○追筆「寅」  
とある。八天石蔵のうちまづ四天即ち丑寅角の多聞天、辰巳角の持國天、未申角(実は午未)の增長天、戌亥角(実は酉戌)の広目天石蔵が作られ、その間の山稜又は山顛の見通線、溪谷、道路をもつて境界として居たのが、少し年代が降つて卯方に降三世明王、午方に軍荼利明王、未申方に大威徳明王、亥子方に金剛夜叉明王が挿入補足されて八大石蔵となつたものらしい。この形成は東大寺の場合とも異り、且つ石積みの小壇と小型青銅像彫刻とが美事保存されている点は特筆されるもので、結界勝示の研究上没すべからざる資料であると思う。

### 6 近世における寺地結界資料

最後のところで、近世における寺地結界資料を一つ提供しておきたい。

最近或る古文書展示会で一見することのできた山城国檜尾(西明寺)結界図は右上方に慶安四年九月廿一日の日付を書いている。図はやや東(右)寄りの南(下)方から北(上)方に向つて寺地を描き、北背面には二つの山の尾根を書き、手前の尾根は寺地の東北後方から斜西(右)方に尾根を延ばしている。寺地の東(右)の川は北(上)方から南(下)方へ流れ、南(手前)の川は西(左)方から東(右)方に流れ

東南(右下)角で合流している。寺地は図上で見るとやや東西(横)に長い方形で、南中央に門があり、その中に本堂、食堂、東・中・南の三箇所、蔵庫のほか、閻伽井屋や僧厨、下廁などが図示されている。門の外側に南の川と併行して道路が見えている。

結界は石と木をつないだ線によつて示されている。東北(右上)に初石があり、南(下)に向つて二石、三松、四栗、五松、六松、七栗、八石とつづく。界線は八石から四五度西に曲り、道路を跨いで九松に結ばれる。九松から界線は真西(右)に向い、十栗、十一栗、十二ホフリ、十三桜、十四榎、十五同(榎)、十六石、十七桜、十八石となる。十八石から界線は直角に北(上)向となり、距離をへだてて尾根上の十九石、更に西北角の廿石となる。廿石から界線は更に東に向つて直角に曲り、廿一松、廿二栗、廿三松、廿四松、廿五松、廿六終石となり、その界線を延長して初石に結んでいる。その間時計廻りの方向に八個の石と、十八本の植樹を以つて合計二十六界の標識としている。これらの樹石は蘇悉地経などに謂う勝処に相当するものであり、儀軌に忠実な結界標識といえるであろう。

## 結 び

上記記録と旧寺地との照合によつて、結界の種々相を考察したが、記録上の結界区域と現状とは必ずしも一致しないことが判つた。中には伽藍・僧坊・園林を含む広大な旧寺領が大平民有化し、完全に市街地又は農村として俗化してしまつた箇所も少くない。しかし一方には東大寺伽藍・上院及び上院の特殊の堂舎或は称名寺、勝尾寺のように

旧結界区域がその勝示標識と共に昔のまま淨域として保存され、史跡の指定を受けているものもある、結界資料の収集と解明とは単に文化財保存上の問題であるばかりでなく、中に伽藍、僧坊、園林などを含む広大な寺領を結界する場合は經典に言う結大界(自然界・撰僧界)に匹敵するであろうか、特定な行事のために結界される小面積の淨地及び特殊堂舎はこれを結小界(作法界)又は戒場と呼ぶことができるかどうか、寺地の研究は仏教史学と併行しての究明が必要なのではないかと思ふ。

(森蘊・牛川喜幸)

## 註

伊藤ていじ博士著「結界の美」淡交新社昭和41年6月刊にとりあげた「結界」は、日本近世における狭義の施設のみを取扱つてゐる。また「飛鳥奈良時代の寺院仏堂には結界はなかつた」とあるが、御物正倉院文書中には四分律疏、不空絹索經、陀羅尼集經、蘇悉地経など律或は密教系經典の名が見え「結界文」「結界道場文」「護身結界供養陀羅尼」などは明かに結界のための經典である。道隆は有部律、鑑真は四分律をもつて知られている。正倉院御物東大寺四至山界圖を結界圖と見、修二会行事の必須区域と諸施設が結界されていることを知るならば、「結界」は東大寺には奈良時代からあつたといわねばならない。

3 第二興成、第三興松、第四興明、第五興児のほかに神名帳に出て来る氣比、飯道、小入(遠敷)明神祠などを加えると、上院と呼ばれる区域がすつぽりとその中に入つて来る。

4 東大寺修二会に關係のある上院の建物や地形に関しては森蘊、牛川喜幸稿「東大寺閻伽井の周辺」大和文化研究第11巻第3号、大和文化研究会昭和41年3月刊参照されたい。

5 東大寺内の連注繩の位置については東大寺事務局筒井寛秀師の示教を得たので謝意を表す。

筒井寛秀師の話によると、閻伽井屋南入口の連注繩は毎年取かえられ、そこで不用となつた二年目のを仏餉屋北入口にかかげ、仏餉屋のお古即ち三年目のを湯屋東入口にかかげる由である。(以下18頁へ)